【はじめに】公文書法令の住み分けについて

文書

管

理

公

開

利用

【現用公文書】

【特定歴史公文書】

(保存期間満了後の公文書の内、その歴史的 価値のため文書館にて永年保存するもの)

各実施機関が管理

文書館が管理

群馬県公文書等の管理に関する条例 条例施行規則(条例の細部を定める)

○○公文書管理規程(実施機関ごと)

≪公開請求権を確立≫

特定歴史公文書等の利用等に関する規則 (保存、利用、廃棄について定める)

群馬県情報公開条例

≪利用請求権を確立≫

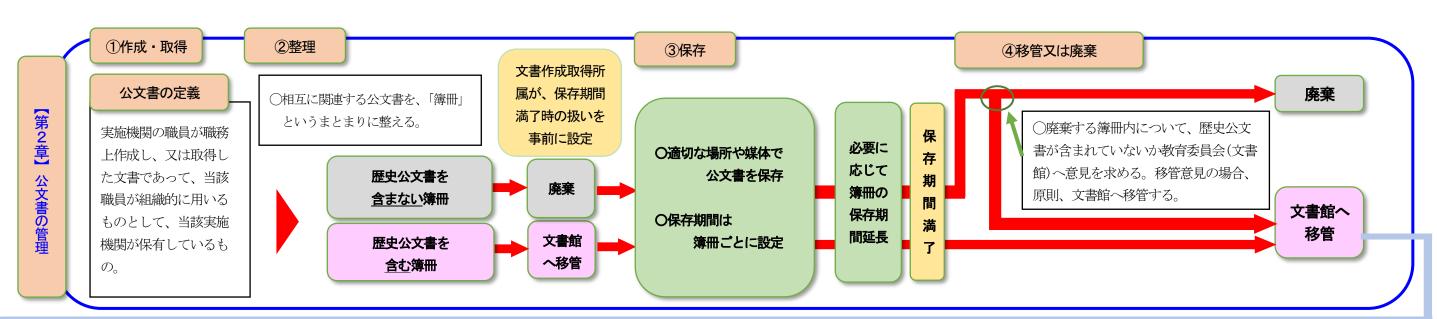
目的

この条例は、県の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、地方自治の本旨にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書の適正な管理、特定歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県の有するその諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

条例の実施機関

知事、議会、各行 政委員会(教育委 員会、公安委員会 等)、警察本部長、 企業管理者、県設 立の地方独立行政 法人、群馬県住宅 供給公社

保存期間満了時点



1保存、利用 ②利用請求、審查請求 特定歴史公文書等の保存、 【第3章】 1利用請求 ②意見照会 教育委員会(文書館)は、次の業務 移管元実施機関 利 ③利用・利用制限 を行う。 用 ○文書館において永年保存 知事(X) 希 ○展示、見学会等による利用促進 望 4審查請求 ○県民による利用請求 (※)群馬県公文書等管 者 →閲覧、写しの交付 ⑤裁決 利用等 理委員会の諮問を 要する。

【第4章】群馬県公文書等管理委員会の役割

- ①規則や公文書管理規程の制定・改廃に係る実施機関からの諮問
- ②特定歴史公文書等の廃棄に係る教育委員会からの諮問
- ③利用請求に係る審査請求について知事からの諮問

「群馬県公文書等の管理に関する条例施行規則」の一部改正について

1 改正内容

- (1)個人情報保護法の改正により群馬県個人情報保護条例が廃止されるため、同条例を引用している部分を改正する。 ※規定内容の改正はなし。
- (2)群馬県情報公開条例施行規則の改正等に伴い、特定歴史公文書の利用請求に係る費用を次のとおり改正する。 ※CD-RとDVD-Rの交付に係る費用の減額。

また、今後、同施行規則等の費用部分の改正があった場合に連動して取り扱うことができるよう、費用の額については「群馬県情報公開条例施行規則第11条第1項の規定の例による。」とする。

区分			現行	改正案	備考
1	複写機による写しの交付	白黒	10 円	引/枚	
	(A3以下)	カラー	50 円	月/枚	改正なし
2	用紙に出力したものの交付	白黒	10 円	月/枚	CXIII. A C
	(A3以下)	カラー	50 円	月/枚	
3	CD-Rに複写し交付	CD-R	200 円/枚	100 円/枚	減額
	(資料スキャン費用別途)	スキャン	10 円	月/枚	改正なし
4	DVD-Rに複写し交付	DVD-R	220 円/枚	120 円/枚	減額
	(資料スキャン費用別途)	スキャン	10 円	月/枚	改正なし

2 改正理由

(1)個人情報保護法の改正により、各地方自治体が定める個人情報保護関係法令は、民間事業者に係る個人情報の取り扱いについて規定する個人情報保護法にすべて統合されるため。

(施行日:令和5年4月1日)

(2)特定歴史公文書の利用請求に係る費用は、群馬県情報公開条例及び群馬県個人情報保護条例 に定める開示請求に係る費用に準じているが、個人情報保護法改正等に伴い、当該費用の一部 が改正されるため。(施行日:令和5年4月1日)

3 施行日

令和5年4月1日

総管第30274-1号 令和5年1月18日

群馬県公文書等管理委員会委員長 様

群馬県知事 山本 一太

群馬県公文書等の管理に関する条例施行規則の改正について(諮問)

このことについて、別紙のとおり改正案を作成しましたので、群馬県公文書等の管理 に関する条例第35条第1項の規定により意見を求めます。

(担当) 総務事務管理課 文書係

改正案

(保存期間の延長)

- 第七条 実施機関は、条例第五条第四項の規定に基づき、次の各号に掲げる簿 冊等について保存期間を延長する場合は、当該簿冊等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該簿冊等を保存しなければならない。この場合において、一の区分に該当する簿冊等が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、保存しなければならない。
 - 一 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了す るまでの間
 - 二 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされる もの 当該訴訟が終結するまでの間
 - 三 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要と されるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算し て一年間
- 四 情報公開条例第十二条第一項に規定する開示請求があったもの 情報公開条例第十八条第一項又は第二項の決定の日の翌日から起算して一年間
- 五 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第七十七条 第一項に規定する開示請求、同法 第九十一条第一項に規定する訂正請求 又は同法 第九十九条 第一項に規定する利用停止請求のあったもの 同法第八十二条第一項若しくは第二項、第九十三条第一項若しくは第二項 又は第百一条 各項の決定の日の翌日から起算して一年間

現行

(保存期間の延長)

- 第七条 実施機関は、条例第五条第四項の規定に基づき、次の各号に掲げる簿冊等について保存期間を延長する場合は、当該簿冊等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該簿冊等を保存しなければならない。この場合において、一の区分に該当する簿冊等が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、保存しなければならない。
 - 一 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了す るまでの間
 - 二 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされる もの 当該訴訟が終結するまでの間
 - 三 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要と されるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算し て一年間
 - 四 情報公開条例第十二条第一項に規定する開示請求があったもの 情報公開条例第十八条第一項又は第二項の決定の日の翌日から起算して一年間
 - 五 群馬県個人情報保護条例(平成十二年群馬県条例第八十五号)第十六条 第一項に規定する開示請求、同条例第二十四条第一項に規定する訂正請求 又は同条例第二十五条の七第一項に規定する利用停止請求のあったもの 同条例第十七条第一項若しくは第二項、第二十五条第一項若しくは第二項 又は第二十五条の八各項の決定の日の翌日から起算して一年間

- 2 実施機関は、保存期間が満了した簿冊等について、その職務の遂行上必要があると認めるときには、その必要な限度において、一定の期間を定めて簿冊等の保存期間を延長することができる。
- 2 実施機関は、保存期間が満了した簿冊等について、その職務の遂行上必要 があると認めるときには、その必要な限度において、一定の期間を定めて簿 冊等の保存期間を延長することができる。

(費用の負担に係る額)

第十五条 条例第二十条の規則で定める費用は、次の表の上欄に掲げる区分に 応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

7.0 0 (0,1 0,1 1,7 2,1	区分	# II o #	
	費用の額		
一 乾式の複写機	一 乾式の複写機による写しの交付(日本		
産業規格A列三番	(以下「A三判」とい	施行規則(平成十二	
う。)以下の大きる	さのものに限る。)	年規則第百二十三	
		号)第十一条第一項	
二 用紙に出力した	二 用紙に出力したものの交付(A三判以		
下の大きさのものり	こ限る。)		
三 光ディスク	条例第十九条に規定す		
(日本産業規格	る文書又は図画(以下		
X〇六〇六及び	「文書等」という。)		
X六二八一に適	をスキャナにより読み		
合する直径百二	取ってできた電磁的記		
十ミリメートル	録の複写の場合		
の光ディスクの	その他の場合		

(費用の負担に係る額)

第十五条 条例第二十条の規則で定める費用は、次の表の上欄に掲げる区分に 応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

	区分	費用の額	
一 乾式の複写機は	こよる写しの交付(日本	白黒複写一枚につき	
産業規格A列三番	(以下「A三判」とい	十円	
う。)以下の大きる	さのものに限る。)	カラー複写一枚につ	
		き五十円	
二 用紙に出力した	たものの交付(A三判以	白黒出力一枚につき	
下の大きさのものり	下の大きさのものに限る。)		
	カラー出力一枚につ		
		き五十円	
三 光ディスク	条例第十九条に規定す	一枚につき二百円に	
(日本産業規格	る文書又は図画(以下	当該文書等一枚ごと	
X〇六〇六及び	「文書等」という。)	に十円を加えた額	
X六二八一に適	をスキャナにより読み		
合する直径百二	取ってできた電磁的記		
十ミリメートル	録の複写の場合		
の光ディスクの	その他の場合	一枚につき二百円	

再生装置で再生				再生装置で再生		
することが可能				することが可能		
なものに限				なものに限		
る。)に複写し				る。)に複写し		
たものの交付				たものの交付		
四 光ディスク	文書等をスキャナによ			四 光ディスク	文書等をスキャナによ	一枚につき二百二十
(日本産業規格	り読み取ってできた電			(日本産業規格	り読み取ってできた電	円に当該文書等一枚
X六二四一に適	磁的記録の複写の場合			X六二四一に適	磁的記録の複写の場合	ごとに十円を加えた
合する直径百二				合する直径百二		額
十ミリメートル	その他の場合			十ミリメートル	その他の場合	一枚につき二百二十
の光ディスクの				の光ディスクの		円円
再生装置で再生				再生装置で再生		
することが可能				することが可能		
なものに限				なものに限		
る。)に複写し				る。)に複写し		
たものの交付				たものの交付		
備考	•	•		備考	•	•
一 用紙の両面	を使用する場合は、片面を-	一枚として額を算定す		一 用紙の両面	を使用する場合は、片面を	一枚として額を算定す
5.				5.		

- 二 写し等の送付を求める者は、送付に要する費用を負担するも のとする。
- 2 前項に規定する費用は、前納とする。

- 二 写し等の送付を求める者は、送付に要する費用を負担するも のとする。
- 2 前項に規定する費用は、前納とする。

【参考】群馬県公文書等の管理に関する条例(一部抜粋)

第三章 特定歴史公文書等の保存、利用等

(利用の方法)

第十九条 教育委員会が特定歴史公文書等を利用させる場合には、文書又は図画については閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して教育委員会規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法により特定歴史公文書等を利用させる場合にあっては、当該特定歴史公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

(費用の負担)

第二十条 写しの交付により特定歴史公文書等を利用する者は、実費の範囲において規則で定める費用を負担しなければならない。